

半田市幼児 2 人同乗用自転車貸出事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、幼児 2 人同乗用自転車（以下「自転車」という。）を幼児を養育する世帯に貸し出すことにより、子育て支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 自転車の貸出対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもを 2 人以上養育していること。
- (3) 年齢が満 16 歳以上であること。
- (4) 自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持できること。

(貸出期間)

第 3 条 自転車の貸出期間は、自転車の引渡しの日から当該引き渡し日の属する年度の末日までとする。ただし、前条に規定する要件を満たす期間中 2 回を限度に更新することができる。

(貸出台数)

第 4 条 貸出する自転車の台数は、1 世帯につき 1 台までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(手続等)

第 5 条 自転車の貸出しを受けようとする者は、幼児 2 人同乗用自転車貸出申込書（様式第 1）により、市長へ申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、自転車の貸出決定を行うものとする。この場合において、申込書を提出した者の数が自転車を貸出しすることができる者の総数を超えるときは、公開による抽選により貸出しの可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により貸出の可否を決定した場合は、速やかにその決定内容を幼児 2 人同乗用自転車貸出承認・不承認通知書（様式第 2。以下「通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

4 貸出期間終了前に自転車の返却があった場合は、第 2 項の抽選で次点になった者から順に貸出承認を決定するものとする。

5 第 3 項の承認通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、幼児 2 人同乗用自転車借受書（様式第 3）を市長に提出し、借り受けるものとする。

6 使用者は、貸出期間内において自転車の使用を中止し、市に返却する場合は、毎月 25 日（25 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合は、その前日）までに市長に届け出なければならない。

（貸出し及び返却の方法）

第 6 条 自転車の貸出しは、使用者に、市の指定する場所で直接引き渡すものとする。

2 自転車の返却は、使用者が市の指定する場所へ直接返却するものとする。なお、自転車は、通常の使用による摩耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理等を使用者の負担により施し、引渡しを受けたときに確認した状態で返却するものとする。

（貸出料金）

第 7 条 自転車の貸出料金は、月額 1,040 円に貸出月数を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 貸出料金は、月単位（1 月未満の日数が発生した場合は、その端数を切り上げ 1 月とみなす。）とし、日割り計算は行わない。

3 使用者は、第 5 条第 3 項による承認を受けた際は、交付された納入通知書により指定された期限内に貸出料金を納めなければならない。

（貸出料金の還付）

第 8 条 市長は、第 5 条第 6 項に規定する届出を受理した場合は、受理した月までを貸出期間とし、当該期間を通知書の決定期間から差し引いて求めた月数に前条第 1 項各号に定める額を乗じて得た額を、速やかに使用者に還付するものとする。この場合において、使用者は、幼児 2 人同乗用自転車貸出料金還付請求書（様式第 4）を市長へ提出し、貸出料金の返還を請求するものとする。

（貸出しの取消し）

第 9 条 市長は、次に掲げる場合は、貸出しの承認を取り消し、又は利用を停止し、若

しくは制限することができる。

- (1) 使用者が第2条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により貸出しの承認を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により、自転車の貸出しができなくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、貸出しの承認を取り消した場合は、幼児2人同乗用自転車貸出承認取消通知書（様式第5）により使用者に通知するものとする。

（返却義務）

第10条 使用者は、次に掲げる場合は、自転車を返却しなければならない。

- (1) 貸出期間が終了したとき。
- (2) 市外へ転出するとき。
- (3) 貸出期間中において自転車を利用する必要がなくなったとき。
- (4) 前条の規定により市長が貸出しの取消しをしたとき。

（貸出中の管理責任）

第11条 使用者は、貸出期間中の自転車の保管について、善良な管理者の注意義務を以て管理しなければならない。

2 使用者は、貸出しする自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書を交付してもらうこと。
- (2) 直ちに被害状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
- (3) 盗難その他の被害に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく市に提出すること。

（遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 自転車に乗る幼児は、その者にあつたヘルメットを着用すること。
- (3) 当該自転車の取扱説明書に基づき適切に保守及び管理を行うこと。
- (4) 当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。
- (5) 当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 当該自転車に改造を行わないこと。

(7) 第3条第1項ただし書に規定する更新手続きにより1年以上継続して利用する者は、1年を経過する日の前日までに、市の指定する自転車店に自転車を持ち込み、点検を受けること。

(事故と損害賠償)

第13条 使用者は、貸出期間内に、当該自転車に係る事故が発生ときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置を取るとともに、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

2 自転車の利用に伴い、使用者の責めに帰すべき事由による事故によって生じた損害等について、使用者がこれを賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

2 改正後の第7条の規定は、平成26年4月1日以後に納入通知書を発するものについて適用し、同日前に納入通知書を発したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

幼児 2 人同乗用自転車貸出申込書

年 月 日

半田市長 殿

申込者 〒

住 所

氏 名

電 話 () -

半田市幼児 2 人同乗用自転車貸出事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により
自転車の貸出しを申し込みます。なお、自転車の使用に際しては同要綱第 1 2 条に
規定する事項を遵守します。

(ふりがな) 使 用 者		生 年 月 日	年 月 日
自転車保管場所	半田市		
使用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
乳 幼 児 氏 名 ・ 生 年 月 日 (同乗者)	年 月 日生		
	年 月 日生		
	年 月 日生		
備 考			

様式第 2（第 5 条関係）

幼児 2 人同乗用自転車貸出承認・不承認通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申込のありました幼児 2 人同乗用自転車の貸出については、半田市幼児 2 人同乗用自転車貸出事業実施要綱第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、自転車の使用に際しては留意事項を遵守してください。

記

- 1 幼児 2 人同乗用自転車の貸出しを承認する。

貸 出 車 種	電動アシスト自転車
貸 出 開 始 日	年 月 日から 年 月 日まで
貸 出 料 金	円

- 2 幼児 2 人同乗用自転車の貸出しを承認しない。

〔その理由〕

留意事項

- (1) 安全運転を心掛け、道路交通法その他交通関係法令を遵守して利用すること。
- (2) 小学生以上の子どもは同乗させないこと。また、同乗する子どもには、幼児用ヘルメットを着帽させること。
- (3) 貸出を受けた自転車については、改造、譲渡及び転貸を行わないとともに盗難の防止に努めるほか、適正に管理すること。
- (4) 貸出期間内におけるパンク等の修理については、使用者が負担のうえ対処すること。
- (5) 更新手続により 1 年以上継続して利用する者は、1 年を経過する日の前日までに、自転車店に自転車を持ち込み、点検を受け、かつ、T S マークの貼付を受けること。
- (6) 自転車の利用に伴う事故等によって生じた損害等に係る賠償等については、利用者の責任とすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項を遵守すること。

様式第 3（第 5 条関係）

幼児 2 人同乗用自転車借受書

年 月 日

半田市長 殿

申込者

住 所

氏 名

電 話

幼児 2 人同乗用自転車を下記の内容を遵守し借り受けます。

記

- 1 交通法規を遵守し、幼児がヘルメットを着用する等の安全確保を行います。
- 2 自転車利用による事故等については、全て自己責任とし、半田市に責任を関係させることはしません。
- 3 自転車借受中の事故、故障、盗難等に関し自己責任で対応し、貸出期間終了後又は自転車を利用しなくなった場合は、速やかに現状に復して（通常使用に伴う減失分は除く）返却します。
- 4 自転車利用に伴うパンク等の日常修理は自己責任で対処します。
- 5 その他半田市幼児 2 人同乗用自転車貸出事業実施要綱を遵守し、幼児 2 人同乗用自転車の模範的利用に努めます。

管理番号	
------	--

様式第 4 (第 8 条関係)

幼児 2 人同乗用自転車貸出料金還付請求書

年 月 日

半田市長 殿

申込者 〒
住 所
氏 名
電 話 () -

私は、幼児 2 人同乗用自転車貸出料金還付金として、下記のとおり請求しますので、
支払いについては、下記の指定する口座へ振り込んでください。

記

請 求 金 額	¥ 円
---------	--------------------------

【指定口座】

金 融 機 関 名	支 店 名
	支店
預 金 種 目	口 座 番 号
普通・当座	
(フ リ ガ ナ)	
口 座 名 義	
請求者と口座名義との関係	

様式第 5（第 9 条関係）

幼児 2 人同乗用自転車貸出承認取消通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで決定した幼児 2 人同乗用自転車貸出承認については、下記の理由により貸出しの承認を取り消したので、半田市幼児 2 人同乗用自転車貸出事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

理 由